

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（案）
について（概要）

令和 8 年 5 月 11 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

I 改正の趣旨

1. 個人番号を利用可能な事務として高等学校等学び直し支援金の支給事務及び高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の消滅の確認に関する事務の追加

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。以下「令和 8 年就学支援金法一部改正法」という。）により、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格として、新たに国籍・在留資格の要件が加わることに伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）が改正され、就学支援金の受給事由の消滅に係る規定が追加された。
- これを踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号。以下「準法定事務主務省令」という。）を改正し、高等学校等学び直し支援金及び高等学校等専攻科修学支援金について、受給資格の消滅の確認に関する事務に個人番号を利用可能にする。

2. 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）創設に伴う準法定事務の追加

- また、就学支援金制度の見直しに伴い、新たな制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対し、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対し所要額の 4 分の 3 を補助する高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）が創設される。
- これを踏まえ、準法定事務主務省令を改正し、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）創設に伴い準法定事務を追加し、支給に関する事務に個人番号を利用可能にする。

II 改正の概要

1. 個人番号を利用可能な事務として高等学校等学び直し支援金の支給事務及び高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の消滅の確認に関する事務の追加

- 高等学校等学び直し支援金の支給事務（準法定事務省令 6・7 の項）及び高等学校等専攻科修学支援金の支給事務（準法定事務省令 10・11 の項）は、番号利用法別表 123

の項の下欄に掲げる事務(就学支援金法による事務)に準ずる事務と整理されている。

- 令和8年就学支援金法一部改正法等による就学支援金制度の見直しに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)を改正し、個人番号を利用可能な事務として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第3条第5項に定める受給資格の消滅の確認に関する事務の追加を予定している。
- 就学支援金制度の見直しにより、高等学校等学び直し支援金の支給事務及び高等学校等専攻科修学支援金の支給事務における受給資格の消滅の確認に関する事務にも、事務の処理に当たり必要な限度で個人番号の利用を可能とするため、準法定事務主務省令を改正する。

2. 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)創設に伴う準法定事務の追加

- 準法定事務の基準に照らし、番号利用法別表123の項の下欄に規定される事務に準ずる事務として、新たに高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和八年四月十五日文部科学省初等中等教育局長決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務に個人番号を利用可能とするよう準法定事務省令を改正する。

Ⅲ 今後の予定

- 公布日：令和8年6月26日(予定)
- 施行期日：公布日